第四号様式(第十三条関係)

表

12cm

第　　　号

官　　職

氏　　名

年　　月　　日生

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第24条の規定による立入検査員の　身分証明書

年　　月　　日交付

年　　月　　日限り有効

厚生労働省(都道府県)　　印

写　　真　　貼　　付　　面

8 cm

裏

この証明書を携帯する者は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第24条の規定により立入検査を行う職権を有する者である。

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(抜粋)

(立入検査等)

第24条　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、採血事業者から必要な報告を徴し、又は当該職員をして採血事業者の事務所、採血所その他の場所に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　当該職員は、前項の規定による立入り、検査又は質問をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。